

日々生活を送る中で、生活のために食料を買ったり、勉強のために教材を買ったりと買い物をする機会は多く存在します。大抵の場合、そのものが自分にとって必要であるため購入を行います。中には不要にも関わらず、転売を目的として購入を行う人がいます。今回は転売にまつわるトラブルをご紹介します。

転売をきっかけに脅されてしまう

Aさんは好きなアーティストがいて、よくライブに足を運んでおり、今回も行く予定でチケットを入手していました。しかし、急用が入りどうしても行けなくなってしまいました。チケットを無駄にするのはよくないと考え、チケットをネットで売ったところ、定価の1.5倍の値段で売れました。これを機にお小遣い稼ぎのためAさんはライブのチケットを複数枚入手し、余った分をネットで売るようになりました。



チケットの中には購入者であることを確認しないと使用が認められないものもあったため、本人と確認できる個人情報も一緒に渡すことがありました。数日後、自身のSNSに知らない人から一通のDMが届きました。内容はチケットの転売は違法であるため、ばらされたくなければお金を振り込めという脅迫でした。

利用目的や方法に問題がある



転売自体は悪いことではありません。必要だったものが不要となり売るとは多々あります。問題なのは利用目的や方法にあります。

チケットの場合、転売目的で購入することは法律で禁止されています。どうしても行けなくなった場合は、主催者側が用意した返品方法や他者への譲り渡しができる正規の方法が存在します。チケット以外にも販売することが禁止、規制されているものが多々あります。

また、個人情報が流出する危険性が伴います。転売にまつわるトラブルが増加しているため、転売ができないように個人情報と結び付けて販売を行う取り組みがみられます。そのため転売を行おうとすると個人情報も公開しなければいけなくなります。転売品を購入する側になった場合も注意が必要です。



商品の購入は利用規約やルールを守るように心がけましょう。転売目的での購入は違法になる可能性もあり、ネットトラブルの要因になります。どうしても不要になった場合は正規の方法がないか確認することも重要です。